

東京都動産・債権担保融資（ABL）制度の新たな専門機関を決定しました ～都内中小企業の資金調達支援をさらに強化～

東京都では、都内中小企業の皆様の多様な資金調達を支援するため、幅広い動産や債権を担保として活用できる東京都動産・債権担保融資（ABL）制度を実施しています。

このたび、本制度の利用促進と中小企業の利便性向上のため、機械・設備の担保評価を行う専門機関を新たに選定し、取扱いを開始しますのでお知らせします。

1 本制度の特徴

- ・不動産担保に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権及び在庫など様々な資産を担保として有効活用した事業資金の借入れが可能
- ・担保の種類ごとに優れたノウハウを持つ「専門機関」が動産や債権の評価等を行い、取扱金融機関の融資をサポート
- ・借入れの際に中小企業が負担する経費（評価費用や保証料等）の一部を東京都が補助

2 融資までの流れ

取扱金融機関が、動産や債権に応じた融資の具体的な相談に対応

専門機関が、動産や債権の状況を詳細に確認し、評価等を実施

取扱金融機関が、専門機関による評価結果等に基づき融資を実行

取扱金融機関と専門機関が連携して定期的に担保の保全状況等を確認

3 取扱開始の概要

【取扱開始日】令和7年11月28日（金）

【専門機関・取扱金融機関】

専門機関	担保種類	取扱金融機関
(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン	機械・設備	あおぞら銀行 京葉銀行 三菱UFJ銀行

※ 本制度の詳細については、産業労働局ホームページ（QRコード参照）をご覧ください。

<https://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/abl/>

※ 今後も順次取扱金融機関は拡大する予定です。



本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略13 産業「中小企業を支え、成長を支援」



▲2050 東京戦略

【問い合わせ先】
産業労働局金融部金融課
代表番号:03-5000-7712